

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名			
特 定 法 人 の 名 称 等		1	(第 号該当法人)	円		
本店又は主たる事務所の所在地		2	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首海外投資等損失準備金の金額	12	
資源開発投資法人等の認定		3		第 号	当期5年経過後5年間 均等益金算入額 (25の計)	13
特定株式等の認定		4		第 号	同上以外の場合による 益金算入額 (26の計)	14
当期積立額		5		円	計 (13)+(14)	15
当期積立額のうち損金算入額		6		円	当期積立額のうち損金算入額 (5)-(11)	16
積立 限度 額の 計算	当期において取得した 特定株式等の取得年月日	7	円	期末海外投資等 損失準備金の金額 (12)-(15)+(16)	17	
	(6)の特定株式等のうち 期末に有するものの取得価額	8	円	貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	18	
	同上の $\frac{20}{100}$ 又は $\frac{50}{100}$ 相当額	9	円	差 (18)-(17)	19	
	取得年度に特定株式等の 帳簿価額を減額した金額	10	円	当期分 貸借対照表の取崩不足額 (15)-((5)-((18)-前期の(18)))	20	
	積立限度額 (8)-(9)	11	円	当期に生じた差額の合計額 (11)+(20)	21	
積立限度超過額 (5)-(10)	12	円	前 期 分 以 前	前期末における差額 (前期の(19))	22	
益 金 算 入 額 の 計 算						
積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	23	円	期首現在の 準備金の額	24	
	当期益金算入額 (25)以外の場合	25	円	5年経過後5年間 均等益金算入による 場合 (23) \times $\frac{60}{60}$	26	
翌期繰越額 (24)-(25)-(26)	27	円				
から5年を経過した 日の翌日の	・ ・ ・ ・ ・ ・	円	円	円	円	
から5年を経過しない 日の	・ ・ ・ ・ ・ ・	円	円	円	円	
当期分		円	円	円	円	
計		円	円	円	円	

P50参照

別表十二(一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第1号)	10187	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第2号)	10188	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第3号)	10189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第4号)	10190	

※ 「第68条の43第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。